令和7年度

大阪府鉄鋼業

最低賃金専門部会

第1回 会議次第

令和7年8月20日(水)午後5時00分 (大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室)

- 1 開 会
- 2 議 事
- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 審議の進め方について
- (3) 審議資料について
- (4) 大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 3 閉 会

大 阪 府 鉄 鋼 業 最 低 賃 金 専 門 部 会 委 員 名 簿

令和7年8月1日任命

	氏 名	現 職	備	考			
	北川 亘太	関西大学経済学部 教授					
公益委員	村上 礼子	近畿大学経済学部 総合経済政策学科 准教授					
Ţ,	森詩惠	大阪経済大学 経済学研究科長 経済学部 教授					
労	木村 章紀	J AM大阪 副書記長					
労働者委員	堺本博	合同製鐵労働組合大阪支部 支部長					
員	山内 靖雄	日本製鉄大阪労働組合書記長					
使	南波 岳	日本製鉄株式会社 関西製鉄所大阪地区 総務部 製鋼所 総務室主幹					
使用者委員	福原 巧也	合同製鐵株式会社 総務部 人事労働室長					
員	森 公良	大阪製鐵株式会社 総務部長					

(五十音順)

令和7年度大阪府鉄鋼業最低賃金

専 門 部 会 資 料

資料	1	大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程 ・・・・・・・・・・・1
資料	2	令和7年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項・・・・・・・3
資料	3	令和7年度特定最低賃金の改正決定に係る申出状況・・・・・・・5
資料	4	申出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
資料	5	大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定について(答申)(写)・・・・・・8
資料	6	最低賃金の改正決定等について (諮問) (写)・・・・・・・・10
資料	7	令和7年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ(案)・・・・・11
資料	8	大阪府鉄鋼業の改正申出にかかる 企業内最低賃金に関する労働協約一覧表・・・・・・・・・12
資料	9 -	- 1 令和7年度改正の必要性の有無に係る意見書(労働者側)・・・・13
資料	9 -	- 2 令和7年度改正の必要性の有無に係る意見書(使用者側)・・・・16
資料	1 () 大阪府内の最低賃金リーフレット ・・・・・・・・・・19
資料	1 1	Ⅰ − 1 令和7年春季賃上げ妥結状況(最終報)・・・・・・・・・21
資料	1 1	Ⅰ - 2 令和7年春季賃上げ妥結状況(詳細分析報告)・・・・・・29

大 阪 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、大阪地方最低賃金審議会大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会(以下、「専門部会」という。)の議事に関し、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(委員)

第2条 専門部会は、公益を代表する委員3人、労働者を代表する委員3人及び使用者を 代表する委員3人をもって組織し、委員の総数を9人とする。

(会議の招集)

- 第3条 専門部会の会議(以下、「会議」という。)は、当該部会の長(以下、「部会長」という。)が必要と認めたときのほか、大阪労働局長(以下、「局長」という。)又は3 人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、大阪地方最低賃金審議会会長(以下、「審議会会長」という。)が招集する。
 - 2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付 議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しな ければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の出席等)

- 第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。 次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。
 - 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6 条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含 めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長 に適当な方法で通知しなければならない。
 - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ部会長 に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の進行)

- 第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
 - 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
 - 3 専門部会は、部会長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。
 - 2 議事要旨は原則として公開する。

(報告)

第8条 部会長は、会議において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときには、その審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成16年9月7日から施行する。

この規程は、平成25年8月22日から施行する。

改 正 この規程は、令和3年8月16日から施行する。

令和7年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和7年7月14日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下 記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会(以下「地賃部会」という。)において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令(昭和34年政令163号)(以下「令」という。)第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の決議とする。

- 2 審議結果の審議会への報告 審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。
- 3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1)大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1) の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 適正な改定最低賃金額の発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑かつ適切な調査審議を行う。
- (4) 議決は、全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこと。
- 4 地賃部会の廃止 任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会(以下「特賃部会」という。)は、特定最低賃金(以下「特賃」という。)の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 今第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、 特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

- 3 審議結果の審議会への報告 審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告 する。
- 4 審議の基本方針
- (1) 適正な改定最低賃金額の発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑かつ適切な調査審議を行う。
- (2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。
- 5 特賃部会の廃止 任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

令和7年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況

令和7年6月30日現在	備	労働協約ケース	労働協約ケース	労働協約ケース	労働協約ケース	労働協約ケース	労働協約ケース	労働協約ケース
令和	合意労働者数 (割合)	1,084 (53.6%)	6, 619 (35.8 %)	3, 629 (64.3 %)	26, 102 (39.2 %)	28, 734 (93. 5 %)	6, 115 (42.9 %)	6, 436 (38.1 %)
1	労働者数	2, 023	18, 498	5, 640	69, 669	30, 747	14, 263	16,877
	申出者	日本化学エネルギー産業労働組合連合会 J E C 連合大阪地方連絡会 議 長 牧野 光正	基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治 JAM 大阪 執行委員長 秋山 直宣	全電線大阪地方協議会 議 長 絹田 伸一 アルミ関連労協 議 長 中浦 太一 全国伸銅労働組合連合会 会 長 森 義仁	J AM 大阪 執行委員長 秋山 直宣 基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治	電機連合大阪地方協議会 議 長 嶋本 貴至	J AM 大阪 執行委員長 秋山 直宣 自動車総連大阪地方協議会 議 長 森 茂喜	自動車総連大阪地方協議会議 長 森 茂喜
	意向表明年月日 改正申出年月日	令和7年2月28日 令和7年6月30日	令和7年2月28日 令和7年6月30日	令和7年2月28日 令和7年6月30日	令和7年2月28日 令和7年6月30日	令和7年2月28日 令和7年6月30日	令和7年2月28日 令和7年6月30日	令和7年2月28日 令和7年6月30日
	最低賃金の件名及び産業分類	大阪府塗料製造業最低賃金 (E160, 1644, L7282)	大阪府鉄鋼業最低賃金 (E22, L7282)	大阪府非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業最低賃金 (E230, 233, 234, L7282)	大阪府はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金 (E240, 243, 247, 25, 260, 261, 262, 2635, 2645, 2652 2691, 2692, 2694, 270, 271, 272, 310, 313, L7282)	大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (E28, 29(E2941, 297を除く), 30, L7282)	大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 (E310, 311, L7282)	大阪府自動車小売業最低賃金 (1590, 591(15914を除く),L7282)
		<i>1</i> /Ľ	<u> </u>	띰		长	/世	

※ 労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査等に基づき推計

2025年6月30日

大阪労働局 局長 志村 幸久 様

大阪府堺市西区石津西町5番地 日本製鉄阪神労組内 基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治

大阪府大阪市西区土佐堀 1-6-3 J A M 大 阪 執行委員長 秋山 直宣

申 し 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、大阪府鉄鋼業の最低賃金改める申出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1、 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲 大阪府において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者

18,498名

- 2、 最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲 大阪府において、鉄鋼業を営む使用者に使用されている労働者。 ただし、次に掲げる者は除く。
 - (1) 18歳未満または65歳以上の者
 - (2) 雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
 - (3) 清掃または片付けの業務に主として従事する者
- 3、 改正決定を申し出る最低賃金の件名 大阪府鉄鋼業最低賃金
- 4、 申し出の内容

上記3の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金金額は、最低賃金 法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5、 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に 達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 6,619名

大阪府における鉄鋼業を営む使用者に使用される基幹的労働者 18,498名

=35.8%>概ね3分の1以上

労働協約上の賃金の最も低い額 1,230円/時間額 現在適用されている法定最低賃金金額 1,120円/時間額

6、 添付資料

- (1) 申請代表者に対する委任状
- (2) 合意労働者数の内訳
- (3) 労働協約・企業内最低賃金協定書・確認書の写し

以上

令和6年9月19日

大阪労働局長 志村 幸久 殿

大阪地方最低賃金審議会 会 長 衣笠 葉子

大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和6年7月2日付け大労発基0702第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の 決議によるものであることを申し添える。

別紙

大阪府鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 大阪府の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主 要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間1,120円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和6年12月1日



大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠 葉子 殿

> 大阪労働局長 高橋 秀誠

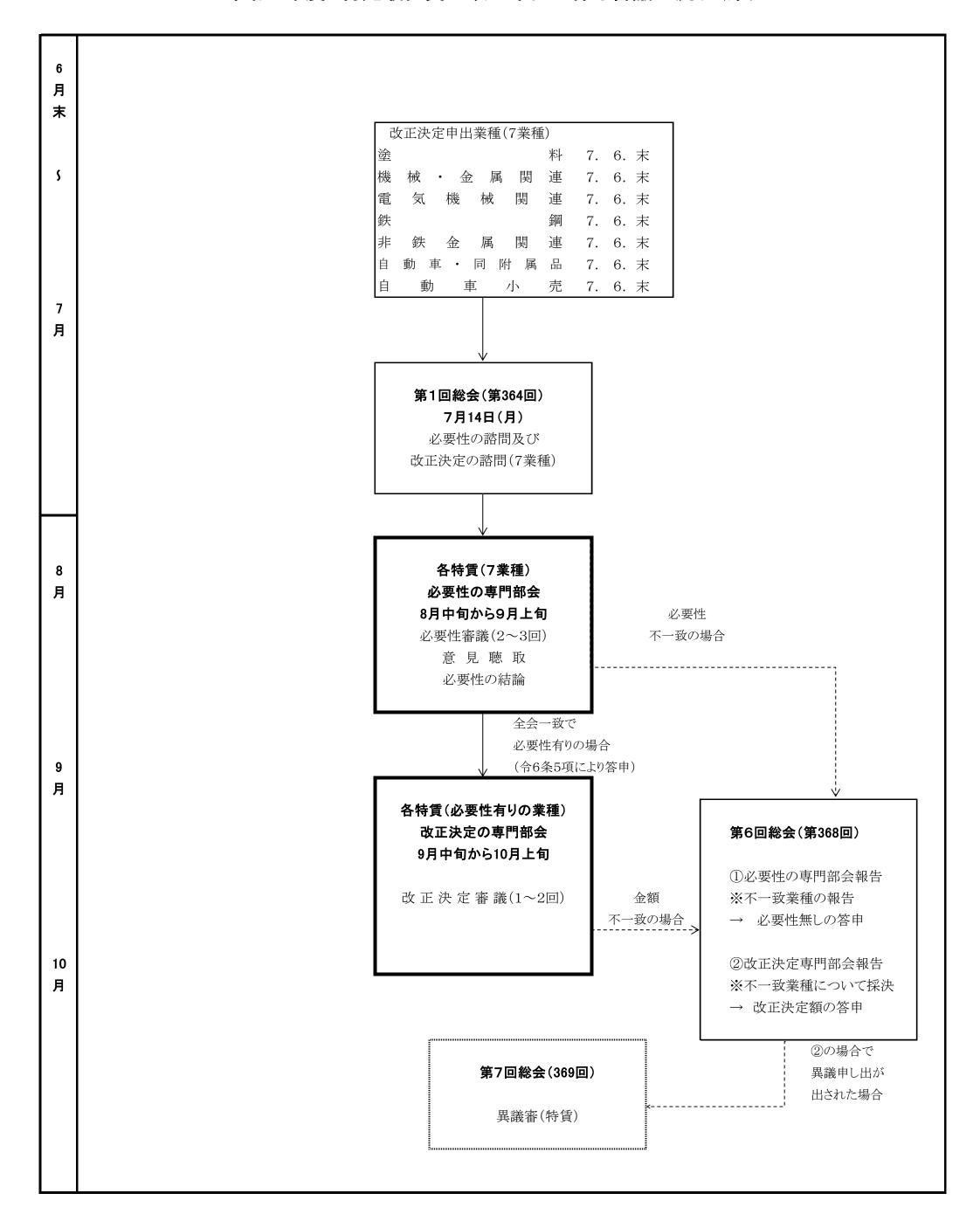
最低賃金の改正決定等について (諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第15条第2項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- 大阪府塗料製造業最低賃金
- · 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機 械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製 品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業最低賃金
- · 大阪府自動車·同附属品製造業最低賃金
- · 大阪府自動車小売業最低賃金

令和7年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ(案)



鉄鋼業の改正申出にかかる企業内最低賃金に関する労働協約一覧

現行法定最低賃金額 時間額 1,120

事業場	組合員数	月間所定労働時間数		3和7年度協約金	額
番号	(人)	(時間)	月額(円)	日額	時間額(円)
1	1,086		215,000		1,328
2	392		225,000		1,433
3	282		225,000		1,416
4	16		205,800		1,285
5	134		211,200		1,333
6	621		229,500		1,449
7	372		213,000		1,352
8	295		226,910		1,441
9	867		215,000		1,328
10	115		232,500		1,469
11	296		215,000		1,328
12	295		215,000		1,357
13	257		224,560		1,426
14	59		235,000		1,489
15	152		216,900		1,376
16	65		215,000		1,328
17	24		213,480		1,333
18	149		204,360		1,291
19	85		217,000		1,323
20	283		230,000		1,447
21	166		222,560		1,413
22	53		196,500		1,293
23	142		196,220		1,266
24	243		196,220		1,266
25	99		252,500		1,584
26	71		200,000		1,230
合 計	6,619				

^{*} 網かけ部分は、協定額のうち最低額

令和7年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	鉄鋼業	<u>業</u> 最低賃金
労 側		

1. 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

産業別最低賃金は、各産業における賃金の底上げ、底支えや組織労働者と未組織労働者の賃金格差の縮小を図り、労務費コストの差をなくすことで企業間における公正競争確保の観点より非常に重要な役割を果たしていると認識しています。

また、私たち鉄鋼業は、その多くの作業において高い専門知識、技術・技能を要すると共に 経験の積み重ねによる、高い熟練度を必要としています。一方で気温にとどまらず、粉塵・騒 音・振動があるなど作業環境は決して良いとは言えず、むしろ他産業と比して後れを取ってい ることは否定できない事実です。

大阪府の労働組合がある鉄鋼業各企業の企業内最低賃金の水準は、昨年に引き続き大幅な賃上げに併せ最低賃金も大幅に上昇し単純平均で1,373円と昨年の1,300円に比べ73円も引き上げが実現した一方、大阪府鉄鋼業最低賃金は現行の1,120円であり、現時点において253円もの差に拡がり、月額にして約4万円(1か月の労働時間を160時間とした場合)もの差となっています。この賃金格差はもはや看過することは出来ない水準まで来ており、未組織労働者と組織労働者の賃金格差を早急に改善しなければなりません。

雇用環境は大阪における 5 月度の有効求人倍率 1.05 倍と昨年の 1.19 倍から改善する傾向が みられます。一方で金属製品の製造・加工処理従事者の求人倍率は 1.71 倍と依然として高い水 準が続いています。(大阪労働局:職種別有効求人倍率及び求人求職賃金 5 月分より)

他産業と比して就労環境が劣位にある厳しい環境下で意欲をもって働くためには、高い専門知識、技術・技能、さらには就労環境に見合った労働条件を示さなければなりません。依然として、人材獲得難と若年層の離職問題が顕在化しており、とりわけ中小零細にとっては深刻な問題であります。そうした中、やむを得ず人員不足の中で操業した場合、一人一人の負荷が上昇、休暇も十分に取れず、その結果としてメンタル疾患や離職に繋がり更に人員不足と悪循環になってしまいます。

この大阪では、あらゆる産業があるだけではなく、隣県である兵庫・和歌山・京都などを含めた人材の激しい争奪戦が今も続いています。そうした中にあっても大阪の鉄鋼業が一歩抜きんでた労働条件を示すことで安定した人材確保につながり、ひいては産業企業の発展につながるものと考えます。

そうした労働条件を促すため、鉄鋼業最低賃金の改正を着実に行い、産業・企業・地域の発展につなげていかなくてはならないと考えます。

- 2. 上記1の判断をされた理由(根拠)を、以下の項目ごとにお示しください。 また、データ等を引用する際は、その引用元となる資料名及びその該当箇所を明示 してください。
 - ①産業の実態 [経営実績、支払能力等]

国内の鉄鋼需要は主要な供給先である自動車産業は海外での販売不振などにより品質問題の影響があった完成車生産は前年度期並みであり、回復が進んでいません。土木建設分野では人手不足による着工遅れなどがあり需要は回復しきれていません。

この様に鋼材消費は厳しい状況が続いていますが、各社の経営状況は昨年に比べ減益となる所がみられるものの、基幹労連AP25春季取組みにおいて鉄鋼部門は要求を行った140組織全てで前進回答(有額回答)を得ており、支払い能力はあると考えます。

②賃金の実態〔一般賃金の改定状況(額・率)等〕

連合は7月3日に2025春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果について、プレス発表を行いました。平均賃金改善方式で回答を引き出した5,162組合の「定昇込み賃上げ計」は加重平均で16,356円・5.25%、300人未満の中小組合3,677組合は12,361円・4.65%となり昨年度時期を上回っています。

製造業では平均賃金方式で取り組んだ 3,407 組合で平均賃上げ額は 17,444 円・5.48%となっています。そのうち 300 人未満の中小組合では 12,998 円・4.83%となっています。

企業内最低賃金も大幅な上昇となり、基幹労連全体において昨年よりも約14,000円の改訂となり、時間給にして約87円(1か月160時間換算)の上昇となっています。今回の大阪府鉄鋼業申し出において単純平均で1,373円(73円上昇)となっています。

※引用元:連合7月3日「2025春季生活闘争 第7回(最終)回答集計結果について」 (概要、平均賃金方式回答集計、企業内最低賃金集計)

③生活の実態〔物価、標準生活費等〕

消費者物価指数(5月分)は昨年から前年同月比で上昇が続いており、2020年を100とした指数では111.8となっています。本年7月に公表された消費動向調査(6月分)では各消費者意識指標がプラスをしめし、基調判断が上方修正され「持ち直しの動きがみられる」とされています。

総務省の家計調査(7月発表)では、実質消費支出(二人以上世帯)が昨年から本年4月までゼロ近傍、マイナスを示すことが多くありましたが、5月は実質4.7%増加となりました。各家庭において切り詰めながらの生活が続いているものの、各種製品・サービスなどの上昇により消費支出も上昇しているのではと考えます。

※引用元:総務省家計調査報告(令和7年5月分)1ページ 内閣府消費動向調査(令和7年実施分)1ページ 総務省消費者物価指数(令和7年5月分)1ページ

④その他

鉄鋼業は、長期雇用における技術の蓄積に裏付けされた高い専門知識・技能を要する作業が多くあります。また、高温物や作業機械に接近しての作業という安全上のリスクが高い業務も多くあります。そうした事から、就業には十分な教育訓練と実務経験が必要となることから、戦力化には一定の期間が必要となります。こうした厳しい就業環境下で人材確保・定着を進めるには、鉄鋼産業として魅力的な賃金水準を示すこと、即ち地域別の最低賃金よりも高い水準を継続して示す必要があります。

産業別最低賃金改正の取り組みは、労働組合のない未組織労働者といった賃金引き上げの

機会のない特定作業従事者の賃金を実態に見合った賃金水準に浸透させることであります。

本取組みは、未組織労働者の労働条件引上げだけでなく、企業間における公平な競争としていくためにも「継続して特定作業従事者の最低賃金を引上げていくこと」を前提に当該労使で十分な意思疎通を図った上で、鉄鋼業最低賃金の引上げを図るべく、真摯に協議する必要があるものと考えます。

そうした中で本年 6 月 25 日に鉄鋼業の多くの組合が加盟する基幹労連は鉄鋼連盟に対して、鉄鋼業の最低賃金の取組みに関する要請を行いました。そこでは「A P 25 春季取り組みにおいて大幅な賃金改善が行われました。これは、産業・企業の競争力強化に資する職場活力の発揮、人材確保・定着への危機感、実質賃金の確保の観点などをふまえ、鉄鋼産業の持続的な発展に向けた労使の思いが結実した結果と認識しています。鉄鋼産業が、激化の一途を辿るグローバル競争に打ち勝つためには、これまで培ってきた知識・技術・技能を将来にわたって維持・確保し続けることに留まらず、現状に安住することなく一層高いレベルに押し上げていく必要があります。」としています。日本における貢献度に鑑みても、産業としての価値が極めて高いにも関わらず、特定(産業別)最低賃金の現実は、誰しもに適用される地域別最低賃金の大幅な引き上げによって、その優位性が縮小し、基幹労連として鉄鋼の最低賃金の維持に強い危機感を抱いているといった内容でありました。そうした要請に対し、鉄鋼連盟からは「基幹労連の最賃要請内容の趣旨を了解すると共に、会員企業への周知をしていく。」とのコメントを頂いています。

このことから、労使双方が最低賃金に対しての意識が高まり、人材確保・公正競争の観点 からも地域別最賃に対する優位性を維持しなければならないと認識を持っていると言えます。

3. その他

最後に、本年も申し上げることになりますが、私が専門部会メンバーになってから一貫して申し述べていることを再度申し上げます。それは一部の労働者の賃金が大阪府における鉄鋼業最低賃金はおろか地域別最低賃金にすら達していないことについてであります。このことは公労使の委員の方が労働局より提示いただいた資料からも認識されていると思います。最低賃金に未達となっている企業は経営が苦しいなど個別の事情があるのかもしれませんが、それは法律から見れば企業側の理由であり、そこに働く労働者には何の落ち度もありません。最低賃金未満で雇用していることについて、企業側は法令違反しているとの認識は持っておられるのでしょうか。もし持っておられるのであれば極めて悪質であると言わざるを得ず、断じて許すことはできません。

毎年、鉄鋼業最低賃金専門部会において真摯な議論によって定められたものを無視して、労働者を違法に低い賃金で雇用し、企業活動を行うことは、専門部会メンバーのみならず同じ産業で働く労使双方からしてもこの事実は到底受容できるものではありません。

労働局の皆様におかれましては、早急にこの事態の改善を図っていただき、全ての労働者が 最低賃金を上回る労働条件で雇用されることを切に希望します。

○ 記述責任者(意見の出所を明らかにしてください。)

氏 名: 山内 靖雄

記述年月日: 令和 7年 7月 9日

令和7年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	鉄鋼業	業 最低賃金
労 使 側		

1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

改正の必要性はないものと考えます。

- 2 上記1の判断をされた理由(根拠)を以下の項目ごとにお示しください。また、データ等を引用する際は、その引用元となる資料名及びその該当箇所を明示してください。
 - ① 産業の実態 [経営実績、支払能力等]

世界の鉄鋼需要について 2025 年度は国内・海外ともに製造業・建設業が低迷、世界の鉄鋼事業環境は未曾有の危機的な状況が深刻化している。中国経済減速による需給ギャップ拡大を受けた過剰生産・輸出増加は構造的であり改善の兆しがなく、各国における輸入材への通商措置による影響が顕在化、加えて米国トランプ政権による関税政策は未だ不透明であり中東をはじめとした地政学リスクも高まるなど、世界経済は不確実性を極めている。結果、自国産化の流れは一層加速しており、間接影響も含め国内外の鉄鋼業への甚大な影響が見込まれる状況である。

大阪府には、鉄鋼業のサプライチェーンにおける二次加工、三次加工を主体とした中小企業・小規模事業者が多く存在しています。彼らが賃上げの原資を確保するためには高騰している調達、加工コストの価格転嫁が一層重要となっていますが、いまだ不十分な状況にあります。

中小企業庁が公表した令和7年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査結果によると、前回令和6年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、コスト全体の価格転嫁率は52.4%と対前回で約3ポイントの増加となり価格転嫁の状況は改善してい記述年月日:令和年月____日

るが、以前として「全く転嫁出来ず」と回答した企業は16.9%を占めており、二極化が 今年度も引き続き進行している。

特に労務費の転嫁率に関しては、前回から約4ポイント上昇したが依然として48.6% と半数を下回っており、原材料費の転嫁率と比較して約6ポイント低い水準にとどまっているのが実態であり、労務費の増加は中小企業にとって大きな負担となっていることが推定される。

またサプライチェーンの各段階における価格転嫁の状況に関する調査結果においても、価格転嫁率は1次請けの企業は5割超(53.6%)に対し、4次請け以上の企業は4割程度(40.2%)となっており、受注側企業の取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低くなる傾向がみられている。鉄鋼業のように他業種と比較して足の長いサプライチェーンにて構成されている業態においては、この傾向が強いものと推定される。

今年度も地域最賃が+63円と大きな引上げ額・水準となる中、日本銀行は政策金利を 0.5%に引き上げる等、中小企業・小規模事業者の支払能力もより厳しさを増しており、本年 度に置いても雇用維持を最優先事項とし、改正の必要なしと判断致した。

② 賃金の実態 [一般賃金の改定状況 (額・率)等] 賃金は上昇傾向にあり、割愛する。

③ 生活の実態 「物価、標準生活費等]

大阪市の令和7年 7月消費者物価指数(令和2 年基準)は令和2 年 12 月をボトムに上昇を継続。

- 総合指数 111.7 (前年同月比+3.1%上昇)
- ・生鮮食品を除く総合指数 111.6(前年同月比 +3.2%上昇)
- ・生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数 111.0 (前年同月比 +3.4%上昇)
 - 4 その他
- 3 その他

記述年月日:令和 年 月 日

\bigcirc	記述責任者	(意見の出所を明らかにしてください。)	ļ
\sim			

氏 名 日本製鉄/関西製鉄所/大阪総務室/南波 岳

令和6年度大阪府内の最低賃

	時間額(発効年月日)	適用の範囲
大阪府最低賃金	1,114円	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
	(令和6年10月1日)	
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
塗料製造業	1,120円 (令和6年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取り そろえ並びに充てんラインへの送給、 包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は 18リットル缶未満の充てん製品運搬 の業務
鉄 鋼 業	1,120円 (令和6年12月1日)	(1)18歳未満又は65歳 以上の方
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、 金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、 船用機関製造業	1,127円 (令和6年12月1日)	(2)雇入れ後3月未満の 技能習得中の方
電子部品・デバイス・電子回路、 電 気 機 械 器 具 、 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	1,127円 (令和6年12月1日)	(3)清掃又は片付けの 業務に主として 従事する方 (1)手作業による包装又は袋詰めの業務 (2)部品の組立て又は加工の業務のうち、 手工具又は小型動力工具を使用して 行う組線、取付け、かしめ、巻線若しく は刻印の業務
自動車・同附属品 製 造 業	1,119円 (令和6年12月1日)	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	1,114円 大阪府最低賃金 (令和6年10月1日)	備 考 (注) 地域別最低賃金と特定最低賃金
自動車小売業	1,114円 大阪府最低賃金 (令和6年10月1日)	の両方の適用を受ける場合には、 高い方の最低賃金が適用されます。

賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面を ご覧ください



Check!

賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを 1 無料で支援します!

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理 に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは、**大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116 受付:平日9:00~17:00 (水曜日のみ18:00まで) Email:hatarakikata@sr-osaka.jp



賃金引上げを支援する制度 2

◆業務改善助成金 ※中小企業向け

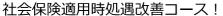
事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引上げ、生産性向上に資する 設備投資等を行う中小企業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは、**業務改善助成金コールセンター TEL:0120-366-440**



◆キャリアアップ助成金 ※中小企業以外も利用可能

相談センター』に相談してみてね! 有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進 するため賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。



いわゆる年収「106万円の壁」により労働者の手取り収入が減少するために就業 調整が行われるケースがあることから、社会保険適用後も手取り収入が減少しな いよう、事業主が労働者の収入を増加させる取組を行う場合の助成金になります。



どの支援が合うか迷ったら、 『大阪働き方改革推進支援・賃金



詳しくは、大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900

◆その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

(1)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで 賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(又は所得税額) から控除できる制度です。

詳しくは、中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821



(2)企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業者等 に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別利率で融資します。 詳しくは、**日本政策金融公庫 TEL:0120-154-505**



(3)中小企業省力化投資補助金

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、IoT・ロボット等の人手 不足解消に効果がある汎用製品の導入を支援します。

詳しくは、中小企業省力化投資補助事業コールセンター TEL:0570-099-660



業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。 詳しくは、サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター:0570-666-376



◆賃金引き上げ特設ページ公開中!

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の 支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。





令和7年6月6日(金)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 地域労政グループ 塩崎·立石

▽直 通 06-6946-2606

令和7年 春季賃上げ要求・妥結状況

最終報

【集計組合数:509組合(加重平均)】

【調査時点:5月26日現在】

□ 妥 結 額 15,948円(前年:14,578円)

□ 賃上げ率 5.11%(前年:4.82%)

【調査結果の特徴点】

- ■全体平均では、妥結額、賃上げ率ともに加重平均による集計を開始した平成5年以降 最高となり、妥結額は 16.000 円に迫る水準、賃上げ率は5%を超える水準となっている。
- ■企業規模別では、「300~999 人」「1,000 人以上」の規模において妥結額が 15,000 円 を、賃上げ率が5%を超えている。
- ■産業別の妥結額は、製造業が非製造業より高くなっている。
- ■大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況等をまとめました。
- ■本集計は、定期昇給及びベースアップ(またはこれらに相当する賃上げ額)の合計額を記載しています。
- ■6月中旬に本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)を当課ホームページに掲載します。 併せてご参照ください。
 - ◆大阪府労働環境課 ホームページ 調査資料一覧

https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/ ※右のQRコードからもご覧いただけます。



本調査の調査対象・集計方法

■本調査は、府内に所在する約 1,700 組合を調査対象として実施し、5月26日までに妥結額が把握できた668組合のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな509組合(163,943 人)について集計(加重平均・組合員一人あたり平均)しました。

【集計方法について】

加重平均は以下の方法で算出しています。

加重平均=(各組合の妥結額×各組合の組合員数)の合計/各組合の組合員数の合計

経済的背景と要求・交渉経過

(1)経済的背景と労使交渉等の動向

〈政府の動向〉

・石破総理は、令和7年年頭の記者会見において、「賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現する」として、「今年の春季労使交渉においても大幅な賃上げを行うことへの協力を要請した。最低賃金を2020年代に全国平均1,500円に引き上げるという高い目標の実現に向け、国としても最大限の対応策を講じていく」と述べました。また、「デフレ経済の下、我が国企業の配当や海外投資は増える一方、国内投資や賃金は伸び悩んできた。企業が未来に向けた成長投資に更に踏み込む新たな環境整備を進めていく。投資が賃上げにつながり、消費に結びつくという好循環を実現するためには、社会保障制度の安心の確保は不可欠であり、手取り増を求める声に応え、制度の持続可能性を維持・強化することが重要」と述べました。

〈労使の動向〉

- ・連合の芳野会長は、令和6年11月28日に公表した「2025 春季生活闘争方針」をふまえ、「この数年、確実に賃上げが続いてきたことは、低空飛行から抜け出すチャンスであり、それを巡航軌道に乗せることで、再び豊かさを実感できる社会へと動き出すことに繋がるものと確信をしている」とし、加えて、「その動きは、一部の層、一部の人たちだけのものであってはならない。全員揃って豊かにならないと、国は決して繁栄しない。このことをしっかりと胸に刻んで、『みんなでつくろう! 賃上げがあたりまえの社会』というスローガンのもと闘い抜こう」と述べました。
- ・日本経団連の十倉会長は、令和7年1月7日の経済三団体共催 2025 年新年祝賀パーティー後の共同会見において、「2023 年は高水準の賃金引上げモメンタム「起点」の年、2024 年はそれが大きく「加速」した年となった。2025 年はこの流れを「定着」させる年にしたい」とし、さらに「重要なことは働き手の約7割を雇用する中小企業と、約4割を占める有期雇用等労働者の賃金引上げ・処遇改善である。中小企業の賃金引上げには、適正な価格転嫁を進めることが不可欠。労務費を含む適正な価格転嫁が重要という認識や「良い製品・良いサービスには相応の価値が付く」ことをソーシャルノルム(社会的規範)として浸透させていく必要がある」と述べました。その上で、春季労使交渉に向けては、「昨今の物価上昇に鑑み、ベースアップを念頭に置いた賃金引上げの実施を広く呼びかけていく方針である。「成長と分配の好循環」の重要なパーツである賃金引上げに、今年もしっかり取り組んでいく」と決意を示しました。

〈経済的背景〉

・内閣府は、令和7年1月 23 日に公表した月例経済報告において、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」とし、また、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」などの判断を示しました。

〈交渉経過〉

・こうした政労使の動向や経済的背景のもと、金属労協(JCM)を構成する産業別労働組合傘下の組合では、2月中旬までに要求書を提出、3月12日の集中回答日に向けて大手組合を中心に回答の引き出しが進められました。その後、中堅・中小組合においても交渉が本格化し、現在も交渉が継続されています。

労働側

- ○連合「連合白書(2025 春季生活闘争の方針と課題)」(令和6年12月)
- ・「未来づくり春闘」を掲げたこの3年間の取り組みの結果、「人への投資」は 企業にとっても国の政策にとっても中心的な課題と位置づけられるようになり 長きにわたるデフレの経験によって定着した、物価や賃金が上がりにくいことを 前提とした考え方や慣行にも変化が生じつつある。
- ・この3年間、名目賃金は伸びたものの、物価高によって実質賃金は低下し、 日本の賃金の相対的地位も低いままである。日本の実質賃金をわが国全体 の生産性の伸びに応じて継続的に引き上げ、中期的には生産性自体を引き 上げることでスピードアップをはかる必要がある。
- ・経済を巡航軌道に乗せていくには、物価を上回る賃上げが持続することが必要であるとの結果が示されている。低所得層ほど物価上昇の影響が強く、生活がより苦しくなっており、マクロの個人消費低迷の大きな要因となっている。企業規模間、雇用形態間、男女間の賃金格差是正を進めるとともに、中期的に分厚い中間層の復活と働く貧困層の解消をめざす必要がある。
- ・月例賃金は、最も基本的な労働条件であり、社会的な水準を考慮して決める必要がある。所定内賃金で生活できる水準を確保するとともに「働きの価値に見合った水準」に引き上げることをめざす必要がある。
- ・賃上げを継続し、改善幅を拡大していくには、生産性の向上も重要であり、「人への投資」「未来への投資」をこれまで以上に強化していく必要がある。 〈具体的な要求指標〉
- ・賃上げ分3%以上、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め5%以上
- ・中小労組などは格差是正分1%以上を加え18,000円以上、6%以上を目安。
- ・雇用形態間格差是正の観点から経験5年相当で時給1,400円以上をめ ざす。
- ・企業内すべての労働者を対象に時給 1,250 円以上で締結。
- ○全労連·国民春闘共闘委員会「25国民春闘方針」 (令和7年1月)

〈基本的な考え方〉

- ·2024年8月消費者物価指数は、4年前の109.1%、前年比3.0%増、 食品、電気代、日常消耗品費は4年前の1.2倍。
- ・大企業の賃上げは、非正規労働者への置き換え、ジョブ型賃金等による成果、能力に基づく支払いや一時金による調整などが巧みに組み合わされ総額 人件費は減少。大企業が賃上げのけん引役などに全くなっていない。
- ・大企業・投資家・富福層の富は増大し続けている。法人企業統計によると 内部留保は **539.3** 兆円と過去最大を更新。 **2012** 年と比べると **200** 兆 円以上も増加している。
- ・中小企業での大幅賃上げ・底上げの実現のため、中小企業の経営者に賃上げの決断をさせ、政府や自治体に、賃上げの直接支援策、とりわけ労務費の価格転嫁が適正に行われるよう規制を強めさせることが重要。

〈具体的な要求指標〉

- ・賃上げ:月32,000円以上、時給200円以上(10%以上)
- ·企業内·産業内最低賃金:月225,000 円以上、時給1,500 円以上

経営側

- ○経団連「2025 年版経営労働政策特別委員会 報告」(令和7年1月)
- 〈連合「2025 春季生活闘争方針」への見解〉
- ・連合は、「未来づくり春闘」を掲げた上で、2025 闘争を「動き始めた賃金、経済、物価を安定した巡航軌道に乗せる年」と位置付け、新しいステージの定着に向けて取り組むことと、賃金と物価の好循環実現のカギとして、「賃上げの広がりと格差是正」「適切な価格転嫁・適正取引の徹底、製品・サービスと労働の価値を高め認め合う取引慣行の醸成」を挙げている。連合が方針で示す問題意識や認識の多くは経団連と共通。
- ・また、2024 闘争方針で掲げた要求水準を維持した点は、2025 年を賃金引上げの力強いモメンタム「定着」の年にしたいとの経団連の方向性と一致し、労働運動としても一定程度理解。
- ・中小組合に対する取組みを強化したことも、働き手の7割を雇用する中小企業における構造的な賃金引上げの実現が不可欠とする経団連の考えと合致。 労務費を含む適正な価格転嫁に向けた環境整備が必要との課題認識も共通。
- 一方で「18,000 円・6 %以上」とする中小組合の要求水準は、目安かつ労働運動であることを考慮しても極めて高い水準といわざるを得ない。

〈基本的な考え方〉

- ・2023 年以降「デフレからの完全脱却」と「構造的な賃金引上げ」の実現に向け、近年にない高い熱量と決意を持って、賃金引上げのモメンタムの維持・強化に取り組んでいる。各企業には「賃金・処遇決定の大原則」に則った積極的な検討と実行を求める。
- ・「賃金引上げ」の検討にあたっては、月例賃金 (基本給)や初任給、諸手当、賞与・一時金 (ボーナス)など多様な方法・選択肢について、 企業労使で真摯な議論を重ね、自社にとって適切 な方法を見出し実行することが必要。
- ・労使は、「闘争」関係ではなく、未来を「協創」する 関係を目指していくとの決意を表明し、この強い想 いは **2025** 年の春季労使交渉・協議においても 共通認識とすべき。
- ・「人への投資」を実行・加速し「構造的な賃金引上げ」と「デフレからの完全脱却」を実現して、わが国社会の明るい未来を協創する「未来協創型」の労使関係の構築・確立に尽力した年と位置付けられるよう、これまで以上に「社会性の視座」に立った建設的な労使交渉・協議を働きかけていく。

調査結果の概要

(1)妥結額·賃上げ率の推移【P5「妥結額·賃上げ率の年次推移」参照】

全体平均では、妥結額 15,948 円(前年:14,578 円)、賃上げ率 5.11%(前年:4.82%)となり、加重平均による集計を開始した平成5年以降過去最高となり、賃上げ率は5%を超える水準となりました。

(2)企業規模別の妥結状況 【P6「企業規模別の妥結状況」参照】

企業規模別の妥結額をみると、

「299人以下」が、11,349円(対前年比:432円増、4.0%増)

「300から999人」が、15,651円(対前年比:1,337円増、9.3%増)

「1,000人以上」が、16,486円(対前年比:1,469円増、9.8%増)

となり、全ての規模で前年より増加しました。

(3)産業別の妥結状況 【P7「産業別の妥結状況」参照】

産業別(大分類)の妥結額は、製造業の妥結額平均が 18,016 円、非製造業の妥結額平均が 13,706 円となり、 製造業が非製造業より高くなっています。

なお、全体平均(15,948 円)と比べて妥結額が高かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「輸送用機械器具(21,343 円)」、「機械器具(20,462 円)」、「非鉄金属(18,713 円)」等となりました。

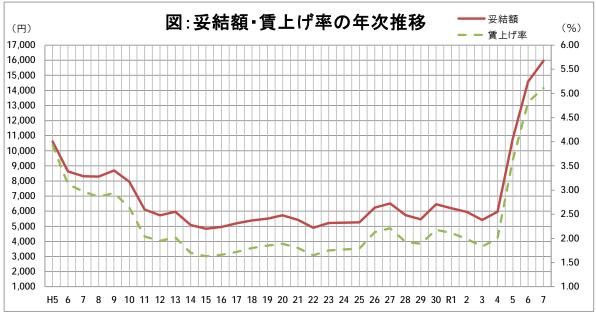
一方、低かった業種(集計対象組合が10組合以上)は、「情報通信業(10,838円)」、「卸売・小売業(12,763円)」、「電気機械器具(14,220円)」等となりました。

■妥結額・賃上げ率の年次推移

【加重平均】

		妥糸	吉額	賃上げ率		
年	集計 組合数	金額 (円)	前年との差 (円)	賃上げ率 (%)	前年との差 ^(ポイント)	
Н5	585	10,614	_	3.93	_	
6	554	8,632	▲ 1,982	3.12	▲ 0.81	
7	450	8,316	▲ 316	2.97	▲ 0.15	
8	492	8,289	▲ 27	2.86	▲ 0.11	
9	453	8,691	402	2.94	0.08	
10	391	7,952	▲ 739	2.64	▲ 0.30	
11	453	6,115	▲ 1,837	2.04	▲ 0.60	
12	798	5,733	▲ 382	1.95	▲ 0.09	
13	669	5,957	224	2.02	0.07	
14	473	5,086	▲ 871	1.70	▲ 0.32	
15	473	4,836	▲ 250	1.63	▲ 0.07	
16	446	4,961	125	1.66	0.03	
17	476	5,198	237	1.72	0.06	
18	503	5,388	190	1.80	0.08	
19	522	5,503	115	1.85	0.05	
20	505	5,739	236	1.89	0.04	
21	391	5,426	▲ 313	1.80	▲ 0.09	
22	397	4,903	▲ 523	1.65	▲ 0.15	
23	363	5,221	318	1.75	0.10	
24	417	5,239	18	1.77	0.02	
25	409	5,265	26	1.79	0.02	
26	395	6,239	974	2.13	0.34	
27	400	6,513	274	2.21	0.08	
28	417	5,743	▲ 770	1.93	▲ 0.28	
29	468	5,465	▲ 278	1.89	▲ 0.04	
30	394	6,463	998	2.18	0.29	
R1	337	6,201	▲ 262	2.11	▲ 0.07	
2	305	5,950	▲ 251	1.99	▲ 0.12	
3	416	5,422	▲ 528	1.83	▲ 0.16	
4	391	5,967	545	2.00	0.17	
5	419	10,792	4,825	3.62	1.62	
6	554	14,578	3,786	4.82	1.20	
7	509	15,948	1,370	5.11	0.29	

	【加里平均】
要习	
集計 組合数	金額 (円)
434	7,883
447	8,361
455	7,448
364	8,250
344	6,677
318	7,077
385	6,379
370	6,689
380	8,548
361	10,604
392	9,408
411	8,638
374	9,492
308	9,660
287	9,528
403	8,365
375	9,191
401	14,412
521	18,055
481	19,720



※加重平均集計は平成5年より開始しました。 ※要求額は、その年の最終報時点で要求額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の集計結果であり、加重平均による 集計を開始した平成18年より記載しています。 令和7年は、509組合の集計結果を表しています。

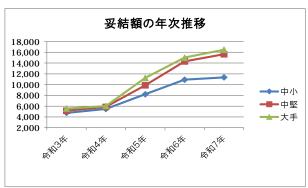
■企業規模別の妥結状況

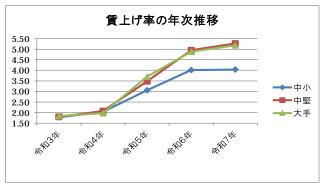
	業規模 業員数)	集計組合数	平均賃金額 (円)	妥結額(円)	賃上げ率 (%)	
29人以下		26	305,463	7,152	2.34	
299人 以下の 内訳	30~99人	89	275,829	9,757	3.54	
	100~299人	120	281,516	11,851	4.21	
299	9人以下	235	280,946	11,349	4.04	
300~999人		111	297,207	15,651	5.27	
1,000人以上		163	318,089	16,486	5.18	
糸	8平均	509	311,876	15,948	5.11	

■企業規模別 妥結額・賃上げ率の年次推移

【加重平均】

		令和3年		令和	令和4年 令和!		15年	5年 令和6年		令和7年	
		妥結額 (円)	賃上げ率 (月)								
	29人以下	5,246	1.89	4,486	1.52	8,179	2.75	8,107	2.90	7,152	2.34
299人 以下の 内訳	30~99人	4,132	1.63	5,377	2.08	7,537	2.94	9,465	3.59	9,757	3.54
	100~299人	4,921	1.82	5,529	2.03	8,416	3.10	11,311	4.13	11,851	4.21
299	人以下	4,760	1.78	5,476	2.04	8,213	3.06	10,917	4.01	11,349	4.04
300	~999人	5,148	1.80	5,867	2.08	9,883	3.48	14,314	4.95	15,651	5.27
1,00	0人以上	5,546	1.84	6,026	1.98	11,241	3.70	15,017	4.88	16,486	5.18





※各年の妥結額は、その年の最終報時点で、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■産業別の妥結状況

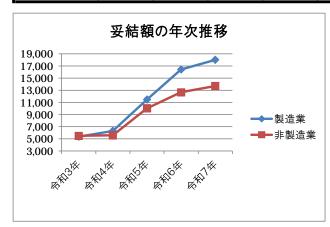
(集計組合数:509組合)【加重平均】

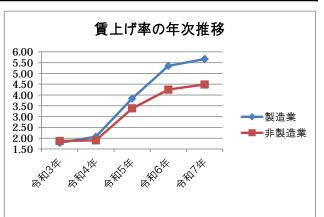
		集計	妥結人数	平均賃金	妥結額	賃上げ率	【参考】
	産業	組合数(組合)	(人)	(円)	(円)	(%)	要求額(円)
<u> </u>		(旭日)	()()	(1.1)	(1.1)	(70)	(11)
	全産業計	509	163,943	311,876	15,948	5.11	19,72
	製造業平均	342	85,264	317,768	18,016	5.67	20,52
	食料品・たばこ	29	4,277	317,861	16,805	5.29	17,93
	繊維、衣服	25	4,690	320,168	16,556	5.17	18,66
	木材、家具·装備品	4	865	296,182	17,576	5.93	20,48
	パルプ・紙・紙加工品	7	603	310,796	17,552	5.65	19,24
	印刷·同関連	7	2,336	287,802	11,339	3.94	20,94
	化学	47	6,486	346,140	16,846	4.87	20,89
	石油·石炭製品	2	340	309,688	18,848	6.09	18,88
制制	プラスチック製品	3	536	273,337	6,038	2.21	14,82
製 造		2	117	229,075	13,436	5.87	10,29
業	窯業·土石製品	3	278	251,672	8,898	3.54	12,13
未	鉄鋼	37	7,984	306,471	18,268	5.96	20,68
	非鉄金属	18	4,723	333,086	18,713	5.62	20,17
	金属製品	48	10,068	277,395	15,558	5.61	18,83
	機械器具	73	24,501	333,398	20,462	6.14	22,61
	電子部品・デバイス	1	10	296,116	7,400	2.50	7,60
	電気機械器具	10	2,591	295,584	14,220	4.81	18,29
	情報通信機械器具	10	10	324,118	15,400	4.75	23,40
	輸送用機械器具	17	12,219			6.57	
	その他の製造	8		324,712	21,343		21,89
-			2,630	305,083	8,099	2.65	12,43
	非製造業平均	167	78,679	305,491	13,706	4.49	18,60
	農林水産業						
	鉱業·採石·砂利						
	建設業	12	4,609	316,638	14,849	4.69	20,78
	電気・ガス・熱供給・水道業						
	情報通信業	17	1,281	312,741	10,838	3.47	15,88
	うち、通信・放送	1	398	252,722	18,500	7.32	21,0
	うち、情報サービス	2	25	390,257	10,860	2.78	17,1
	<u> </u>	14 56	858 31,446	338,323 303,652	7,283 14,359		13,4 19,01
	うち、私鉄・バス等	18	23,488	305,706	15,020		20,4
	うち、道路貨物輸送	18	5,043	319,953	10,516	3.29	15,5
非	うち、郵便業						
製	うち、その他 知 本・小 本 **	20 50	2,915	258,909	15,674	6.05	20,7
製造業	卸売・小売業	50	32,584	310,699	12,763		17,84
業	金融·保険業、不動産、物品賃貸業	3	807	310,288	18,713	6.03	20,44
1	うち、金融・保険業 うち、不動産業	1 2	798	395,000 309,333	24,490 18,648	6.20 6.03	$\frac{27,6}{20,3}$
1	うち、物品賃貸業	~		222,000		3.00	23,0
1	学術研究、専門・技術サービス業	2	57	241,389	10,976	4.55	20,50
1	飲食店、宿泊業	4	910	270,939	16,699	6.16	17,14
1	生活関連サービス業、娯楽業	3	38	292,058	11,964	4.10	16,20
	医療、福祉、教育、学習支援業	5	315	283,614	8,351	2.94	30,85
	うち、教育・学習支援業	3	97	240,238	8,894	3.70	17,5
1	うち、医療・福祉	2	218	302,914	8,110	2.68	36,7
1	複合サービス事業、サービス業	15	6,632	285,300	14,271	5.00	19,66
1	うち、複合サービス事業 うち、自動車整備・機械修理	5 1	3,769 74	243,364 206,445	13,322 10,000	5.47 4.84	18,8 18,5
1	つら、目期単登備・機械修理 うち、賃貸・広告業	1	202	320,837	21,738	6.78	21,7
	うち、その他	8	2,587	345,877	15,194	4.39	20,6
	+粉が小ない業種については、平均額の4				カ利用に坐たっては		

[※]集計数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。 ※要求額は、最終報時点で要求額・組合員数・平均賃金額が明らかな481組合の集計結果を表しています。

■産業別 妥結額・賃上げ率の年次推移

	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)								
製造業	5,341	1.78	6,307	2.07	11,475	3.84	16,419	5.35	18,016	5.67
非製造業	5,493	1.87	5,582	1.90	10,029	3.38	12,663	4.25	13,706	4.49





※各年の妥結額は、その年の最終報時点で、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■参考 単純平均の結果一覧(発表時期別 要求·回答·妥結状況)

	令和7年	要	求	□	答	妥結		
	発表日	令和7年	令和6年	令和7年	令和6年	令和7年	令和6年	
# 1 ±□	3月31日	626組合	611組合	203組合	206組合	105組合	117組合	
第1報	3月31日	24, 567円	21, 435円	14, 571円	14, 231円	16, 177円	16,817円	
第2報	4月21日	733組合	743組合	511組合	472組合	366組合	326組合	
新 乙報		23, 753円	21, 244円	12, 433円	11, 469円	14, 552円	13, 623円	
第3報	5月16日	760組合	779組合	597組合	576組合	471組合	440組合	
歩 3 報		23, 543円	21, 106円	12, 375円	12, 056円	13, 760円	13, 726円	
早 级 起	6860	782組合	804組合	671組合	683組合	668組合	678組合	
最終報	6月6日	23, 319円	20, 950円	12, 314円	12, 034円	12, 356円	12, 095円	

[※]本表では、組合員数や平均賃金額が把握できたか否かを問わず、要求額・回答額・妥結額のすべてもしくはいずれかが把握できた 組合をすべて集計対象としています。

■参考 年間一時金・夏季一時金の回答・妥結状況(最終報時点)

区分	集計組合数	内容	回答・妥結額		
回答	125組合	年間一時金	1, 463, 225円		
妥結	281組合	夏季一時金	713, 740円		

[※]本集計は、春闘時に合わせて年間一時金または夏季一時金の交渉を実施している組合において単純平均し集計したものです。 ※夏季一時金の調査結果については、6月中旬以降に順次、発表します。

令和7年6月12日(木)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 地域労政グループ 塩崎・立石

▽直 通 06-6946-2606

令和7年 春季賃上げ妥結状況

詳細分析報告

【同一の組合による対前年比較】

(調査時点:5月26日現在)

(加重平均(組合員1人あたり平均))

【全体結果】(表1)

項目	令和7年	令和6年	対前年比
妥結額	16, 056円	14, 729円	1, 327円増 (9. 0%増)
賃上げ率	5. 14%	4. 83%	0. 31ポイント増

【注】最終報(6月6日公表)の509組合(妥結額15,948円:賃上げ率5.11%)のうち今年、前年の 妥結額が把握できた466組合による比較

【主な特徴点】

- ■妥結額、賃上げ率ともに前年を上回っている。
- ■すべての企業規模で前年を上回っている。
- ■産業別では、製造業、非製造業ともに前年を上回っている。

また、製造業では8割弱の業種で、非製造業では8割の業種でプラス傾向となっている。

- ○大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況について、 前年からの妥結額等の動きを詳細に把握するため、5月 26 日までに「妥結額」、「組合員数」、「平均賃金 額」が把握できた509組合のうち、前年の妥結額についても把握できた466組合(今年、昨年の同一の組 合)について、対前年比較及び詳細な分析を行いました。
- ○詳細な分析結果については次ページ以降をご覧ください。

調査結果の詳細分析【集計組合数:466組合】

(1)妥結額の状況【1ページ・表1 参照】

本年調査では、妥結額16,056円(前年:14,729円)が、対前年比1,327円増・9.0%増となり、前年を上回る 結果となりました。

(2)企業規模(従業員数)別の妥結状況 【下の表2 参照】

企業規模別の妥結額における対前年比較では、

「299 人以下」が、対前年比 722 円増・6.6%増(令和7年:11,610 円 令和6年:10,888 円) 「300 から 999 人」が、対前年比 1,778 円増・12.5%増(令和7年:16,042 円 令和6年:14,264 円) 「1,000 人以上」が、対前年比 1,303 円増・8.6%増(令和7年:16,479 円 令和6年:15,176 円) となりました。

(表2)企業規模別妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数	妥 約 (P		対前年比		
		(組合)	令和7年	令和6年	金額(円)	増減率(%)	増減傾向 (※)
000 1	29人以下	20	8,445	6,865	1,580	23.0	
299人 以下の 内訳	30~99人	80	10,312	9,290	1,022	11.0	
1 3 10 1	100~299人	112	11,965	11,327	638	5.6	
299人以下		212	11,610	10,888	722	6.6	\bigvee
300~999人		97	16,042	14,264	1,778	12.5	
1,000人以上		157	16,479	15,176	1,303	8.6	$\langle \rangle$
全体加重平均		466	16,056	14,729	1,327	9.0	
全体単純	屯平均(参考)	400	13,577	12,874	703	5.5	

[※] 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(3)産業別の妥結状況 【4,5ページ・表4-(1),(2) 参照】

産業別(大分類)における対前年比較では、製造業が 18,271 円(対前年比 1,486 円増、8.9%増)、 非製造業が 13,737 円(対前年比 1,161 円増、9.2%増)となりました。

製造業では、19業種のうち15業種でプラス傾向となりました。

非製造業では、10業種のうち8業種でプラス傾向となりました。

なお、集計組合数が10組合以上あった業種のうち、前年に比べ増減率の高い業種は下記表のとおりです。

(表3) 前年に比べ増減率の大きい上位3業種と下位2業種

	集計組合		計 組合 妥結額		対前年比			コメント	
	組合数	員数	令和7年	令和6年	金額	増減率	増減傾向	コメント 【主な特徴点など】	
	(組合)	(人)	(円)	(円)	(円)	(%)			
輸送用機械器具	15	11,440	21,913	10,811	11,102	102.7	\bigwedge	全体の8割にあたる組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が好調であると考えられる。また、組合員数の多い大手・中堅組合の一部が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。	
運輸業·郵便業	51	31,205	14,391	11,536	2,855	24.7	\bigwedge	全体の6割強にあたる組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると考えられる。また、組合員数の多い大手・中堅組合の一部が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。	
情報通信業	17	1,281	10,838	9,344	1,494	16.0	\searrow	全体の8割弱にあたる組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると考えられる。また、組合員数の多い中堅組合の一部が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。	
鉄鋼	36	7,983	18,269	24,907	▲ 6,638	▲26.7		全体の5割強にあたる組合が前年よりマイナス妥結しており、全体としてもマイナスとなっているが、妥結額の平均は製造業全体とほぼ同水準であり、同業種が不調とまでは評価し難い。	
卸売·小売業	42	32,279	12,842	13,464	▲622	▲ 4.6		全体の6割にあたる組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると考えられる。なお、組合員数の多い大手組合の一部が大幅なマイナスで妥結していることが、全体平均を押し下げ、結果として前年比マイナスとなっている。	

[※] 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印で示しています。

(表4-(1)) 産業別の妥結状況(製造業) 【加重平均】

	集計	組合	妥結	額			
	組合数	員数	令和7年	令和6年	金額	増減率	増減傾「
	(組合)	(人)	(円)	(円)	(円)	(%)	(%:
製造業	318	81,212	18,271	16,785	1,486	8.9	\searrow
食料品・たばこ	27	4,255	16,830	16,742	88	0.5	Î
繊維、衣服	25	4,690	16,556	15,004	1,552	10.3	\langle
木材、家具 · 装備品	4	865	17,576	14,353	3,223	22.5	$\langle \rangle$
パルプ・紙・ 紙加工品	6	497	18,519	16,573	1,946	11.7	\sim
印刷·同関連	6	1,804	13,791	8,586	5,205	60.6	_
化学	44	5,942	16,941	14,789	2,152	14.6	<u>Σ</u>
石油·石炭製品	2	340	18,848	3,158	15,690	496.8	<u>Σ</u>
プラスチック製品	3	536	6,038	10,549	▲ 4,511	▲ 42.8	
ゴム、皮革製品	2	117	13,436	5,998	7,438	124.0	\(
窯業·土石製品	2	228	9,753	8,098	1,655	20.4	Σ
鉄鋼	36	7,983	18,269	24,907	▲ 6,638	▲ 26.7	
非鉄金属	17	4,693	18,765	17,194	1,571	9.1	Σ
金属製品	44	9,650	15,780	14,985	795	5.3	<u>~</u>
機械器具	68	23,056	20,713	20,415	298	1.5	
電子部品・デバイス	1	10	7,400	4,012	3,388	84.4	Σ,
電気機械器具	9	2,548	14,342	13,441	901	6.7	Σ
情報通信 機械器具	1	10	15,400	15,400	0	0.0	_
輸送用機械器具	15	11,440	21,913	10,811	11,102	102.7	~
その他の製造	6	2,548	7,849	13,857	▲ 6,008	▲ 43.4	^

^{※1} 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

^{※2} 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-(2)) 産業別の妥結状況(非製造業) 【加重平均】

	集計	組合	妥結	額	灾	寸前年比		
	組合数	員数	令和7年	令和6年	金額	増減率	増減傾向	
	(組合)	(人)	(円)	(円)	(円)	(%)	(%2	
非製造業	148	77,587	13,737	12,576	1,161	9.2	\Box	
農林水産業								
鉱業·採石·砂利								
建設業	10	4,362	14,725	13,149	1,576	12.0	\sum	
電気・ガス・熱供給・ 水道業								
情報通信業	17	1,281	10,838	9,344	1,494	16.0	\Box	
うち、通信・放送	1	398	18,500	15,000	3,500	23.3		
うち、情報サービス	2	25	10,860	13,331	▲ 2,471	▲ 18.5		
うち、情報制作(出版等)	14	858	7,283	6,604	679	10.3		
運輸業·郵便業	51	31,205	14,391	11,536	2,855	24.7	\Box	
うち、私鉄・バス等	18	23,488	15,020	11,496	3,524	30.7		
うち、道路貨物輸送	14	4,837	10,497	8,327	2,170	26.1		
うち、郵便業								
うち、その他	19	2,880	15,804	17,249	▲ 1,445	▲ 8.4	`	
卸売·小売業	42	32,279	12,842	13,464	▲ 622	▲ 4.6	\	
金融·保険業、不動 産、物品賃貸業	3	807	18,713	18,309	404	2.2		
うち、金融・保険業	1	9	24,490	19,722	4,768	24.2		
うち、不動産業	2	798	18,648	18,294	354	1.9		
うち、物品賃貸業								
学術研究、専門・ 技術サービス業	2	57	10,976	12,842	▲ 1,866	▲ 14.5	^	
飲食店、宿泊業	3	701	16,430	14,926	1,504	10.1	\Box	
生活関連サ <i>ー</i> ビス 業、娯楽業	3	38	11,964	11,522	442	3.8	7	
──────── 医療、福祉、教育、 学習支援業	5	315	8,351	7,154	1,197	16.7	\Box	
うち、教育・学習支援業	3	97	8,894	4,847	4,047	83.5	1	
_ <u> ラҕ、医療・福祉</u> 複合サービス事業、 サービス業	12	6,542	14,331	12,713	1,618	▲ 0.9 12.7		
うち、複合サービス事業 	5	3,769	13,322	10,353	2,969	28.7		
うち、賃貸・広告業	1	202	21,738	19,571	2,167		\	
うち、その他	6	2,571	15,228	15,635	▲ 407	▲ 2.6	\	

^{※1} 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

^{※2} 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。